

令和 8 年 度

第 2 回 定 期 監 査 報 告 書

(監査実施期間：令和 8 年 7 月 1 0 日～令和 8 年 9 月 2 9 日)

南 相 馬 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

《指摘事項》

- 1 事務関係・・・・・・・・・・・・・企画課

《指導事項》

- 1 事務関係・・・・・・・・・・・・・総務課

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和8年10月7日

南相馬市監査委員 庄子 まゆみ

南相馬市監査委員 細田 廣

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	総務課、公有財産管理課
復興企画部	企画課
市民生活部	生活環境課
健康福祉部	社会福祉課、高松ホーム
行政委員会等	会計課、議会事務局
教育委員会	学校教育課

3 監査の範囲

令和7年4月から令和8年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令等に適合し、正確に行われているか。
- (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財 務 監 査	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているのか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適切な時期に適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手続（発注伺、契約締結伺、負担行為、監督、検査）は適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は地方自治法施行令、地方公営企業法施行令に規定されている理由に該当し適切な理由となっているか。 (8) 決裁処理について誤りがないか。
	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	歳入歳出 外現金管 理	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。 (2) 納入の遅れはないか。 (3) 払出の時期は適切か。 (4) 収支残高は正しいか。
行 政 監 査	主要事業等の進捗確認	(1) 総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性は定まっているか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか（DX含む）。 (4) 決裁処理について誤りがないか。 (5) 事務事業の内容の精査はできているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和8年7月10日～令和8年9月29日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実 施 日 (監査委員監査)	対 象 課 等	実 施 場 所
令和8年8月20日 (木)	企 画 課	監 査 委 員 事 務 局
令和8年8月27日 (木)	公 有 財 産 管 理 課	
	生 活 環 境 課	
	会 計 課	
	総 務 課	
令和8年8月28日 (金)	社 会 福 祉 課	
	議 会 事 務 局	
	学 校 教 育 課	
	高 松 ホ ー ム	高 松 ホ ー ム

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《 指 摘 事 項 》

1 事務関係

負担金の適正な支出への是正を求めるもの。

(企画課)

(事実)

令和 8 年 3 月 11 日に締結した「(仮称) 福島大学サテライト拠点の立地および施設整備に係る連携協力に関する協定書」(以下「協定」) 第 4 条第 2 項第 3 号に基づき、市は拠点の改修工事に係る費用について 10,000,000 円を上限として、一般社団法人南相馬ミライエ (以下「ミライエ」) に負担金として支払うことを決めました。

改修工事に掛かった費用は、福島大学サテライト拠点分として 6,100,000 円、福島大学以外の団体が飲食店を開店するための改修及び厨房設備費用が 4,000,000 円であり、市がミライエに支払った負担金は、10,000,000 円でした。一つの建物を 2 つの団体のために改修している形です。賃貸契約は、福島大学と他の団体が個別に建物所有者及びミライエと結んでいます。

(指摘事項)

1 負担金の使途制限への抵触

市がミライエに支払った負担金 10,000,000 円のうち、他の団体が経営する飲食店の改修工事を、協定に基づく福島大学サテライト拠点の施設整備として関連づける合理性は、認められません。

令和 8 年 3 月 23 日に市とミライエは、「施設整備に係る負担金の支払いに関する覚書」(以下「覚書」) を締結しており、第 5 条では、「丁 (ミライエ) は、乙 (市) から支払われた負担金を、拠点の改修工事以外の目的に使用してはならない。」と、使途の制限を定めています。他の団体が経営する飲食店の改修工事は、使途の制限に抵触するもので不適切な支出です。

2 負担金額を決定する改修工事の適切な積算への不十分な確認

覚書第 2 条では、「乙 (市) は、拠点の改修工事に係る費用として、丁 (ミライエ) に対し、1,000 万円 (消費税及び地方消費税を含む) を負担金として支払うものとする。」と定めています。これは、ミライエが建物所有者でもある改修工事業業者からの日付のない見積書 (12,100,000 円) を市に提出し、市の負担金額を決定したものでした。

市は、負担金額を決定するに際し、改修工事が経済的・効果的・効率的に行われるよう、複数見積の徴取をもって工事費用を精査するなどミライエを指導する必要がありました。

3 市へ提出された実績報告の不足

覚書第 6 条では、「丁 (ミライエ) は、拠点の改修工事が完了したときは、速やかに乙 (市) に対し、事業の実績を証する書類を添えて報告しなければならない。」と定めています。市に提出のあった実績を証する書類は、①市から振り込まれた負担金の口座振込通知書 (4/28 振込 10,000,000 円)、②改修工事業業者が発行した請求書の写し (福大分 7/17 請求 6,100,000 円)、③改修工事業業者が発行した請求書の写し (他の団体分 5/1 請求 4,000,000 円)、④ミライエが改修工事業業者へ工事費を振り込んだ銀行の振込受付書の写し (他の団体分 5/1 振込 4,000,000 円)、⑤ミライエが改修工事業業者へ工事費を振り込んだ銀行の振込受付書の写し (福大分 7/22 振込 6,000,000 円)、⑥改修工事見積範囲図面、⑦施工前後写真ですが、工事期間の不記載や、建築工事請負契約の変更に係る書類などの添付がありませんでした。提出された書類については、工事概要を確認できる体裁ではなく、実績報告としては不十分なものでした。

(是正を求める内容)

負担金は、法令等で負担割合を定めている場合の他に、本事業のように、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けていることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものがあります。この場合、市は、負担金支出の目的との整合性と、負担金の根拠となる経費については、十分精査する必要があります。

市は、負担金に関して、支出先であるミライエへの指導・監督責任を負うものですが、十分果たされませんでした。他の団体が経営する店舗の改修工事費用については、市は適正な負担金支出のための是正を講じてください。

《 指 導 事 項 》

1 事務関係

民間企業への職員派遣研修に係る事務処理等の適正化を求めるもの。

(総務課)

市は、民間企業との間で派遣研修協定を締結し職員を派遣していますが、そのうち2名に対する派遣発令が行われておらず、令和7年度南相馬市職員研修計画への位置づけもありませんでした。派遣発令や勤務公署の指定がない状態での民間企業での業務従事は、通勤手当の支給根拠や公務災害の適用等の扱いに疑義が生じる恐れがあり、人事管理及び給与事務の適正化を著しく欠いたものです。

また、民間企業に派遣されていた職員の中には、雇用期間1年の職員がおりました。南相馬市人材育成基本方針（令和3年3月改定）においては、職員の研修について「人材育成という長期にわたる取組の性格を踏まえ、職員の能力開発に掲げる取組は、任期の定めのない職員を主たる対象」と定めています。派遣研修は、帰庁後に研修の成果を市政運営に生かすことを期待するものであり、それを踏まえた派遣を行うべきです。

《 検 討 事 項 》

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの